平成２１年（フ）第２１７号
福岡県飯塚市有安965番地１　県営有安団地３棟207号
債務者　清家　眞治
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２１８号
福岡県嘉麻市牛隈2510番地21
債務者　山本　照光
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２１９号
福岡県嘉麻市平1003番地１
債務者　富永　政広
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２２０号
福岡県嘉麻市平1003番地１
債務者　富永ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２８７号
宮崎県都城市山田町中霧島3162番地８
債務者　小池　俊博
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第３１８号
宮崎県延岡市野地町１丁目3646番地
債務者　柳田　由美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第６号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原３丁目11番地
債務者　請関　靖子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２１９号
鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目11番19―308号　ロイヤルマンション国分
債務者　児玉　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多馬籠266番地７
債務者　上籠　雅人
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第５号
兵庫県川西市萩原台東１丁目45番地
債務者　中田加津美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６号
兵庫県豊岡市城崎町桃島995番地
債務者　大島キミ子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
松江市古志原７丁目７番17号
債務者　鈴木　英夫
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２８号
宮崎市中西町132番地　はる風荘、前住所宮崎県宮崎郡清武町大字今泉甲4055番地60
債務者　海野　廣道
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３０号
富山市長江新町１丁目５番５号
債務者　美濃　澄子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５５号
富山市大泉東町２丁目12番８号
債務者　山本　靖子（旧姓渋井）
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５６号
富山市太田114番地17
債務者　新井　広平
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５７号
富山市太田114番地17
債務者　新井かおる
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１号
富山市八尾町小長谷3281番地
債務者　村井　正幸
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　富山地方裁判所民事部